令和3年度 指定障害福祉サービス 事業者等集団指導 【訪問系サービス・移動支援事業】

### 第1部

令和3年10月 横浜市健康福祉局障害自立支援課

### 第1部

1 運営基準について

2 請求事務について

# 1 運営基準について

### 基準の性格

指定事業者等が障害者総合支援 法に規定する便宜を適切に実施 するため、<u>必要な最低限度の基</u> 準を定めたものであり、指定事 業者等は、常にその運営の向上 に努めなければならない。

(解釈通知第一の1)



### (1)障害福祉サービスについて

#### 障害者総合支援法

#### 障害福祉サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護・・・・等

#### 地域生活支援事業

#### 都道府県事業

#### 市町村事業

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業・・・・等

### (1)障害福祉サービスについて

#### 障害者総合支援法

#### 障害福祉サービス

- ・居宅介護
- 《訪問系》 ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護

「訪問系サービス」と言われる 4つのサービスは、「国事業」と 言われる「障害福祉サービス」に 含まれます。

国の法令等によりサービスの 内容が規定されており、全国で 同一のサービスです。

### (1)障害福祉サービスについて

#### 障害者総合支援法

「地域生活支援事業」は 各自治体が地域の実情に 合わせて実施するとされ、 移動支援事業はこちらに 含まれます。 各都道府・市町村で実施 内容や対象者等が異なる 場合があります。 市をまたいでサービスを 実施されている場合は ご注意ください。

#### 地域生活支援事業

都道府県事業

市町村事業

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

・・・等

# (2)人員基準について ~用語の確認~

#### 常勤

事業所における勤務時間が、当該事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していること。※例外あり

#### 常勤換算

事業所における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務 すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に 換算すること。

#### 専従(専ら従事する)

サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス以外の職務に従事しないこと。

居宅介護指定基準:第6条、第30条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### 管理者

- ▶ 常勤かつ専従であることが必要
- ※同一敷地内の事業所の管理者として働く場合な ど、一定の要件に当てはまる場合は兼務が可能

#### サービス提供責任者

- 1人は常勤である ことが必要!
- 常勤専従の職員のうち、事業の規模に応じて 1人以上の配置が必要

居宅介護指定基準:第5条2項→員数解釈通知第三1

移動支援実施要綱:第8条2項→員数は居宅介護指定基準を準用

#### ・サービス提供責任者の員数

常勤・専従の職員を事業所の規模に応じて配置

- ▶ 提供実績450時間ごとに1人
- ➤ 登録ヘルパー10人を超えるごとに1人
- ▶ 利用者40人を超えるごとに1人

いずれかを 満たせば<mark>0K</mark>

○移動支援のサービス提供責任者は、非常勤だけでも可としますが、その場合は、営業日に必ず誰かが出勤できるよう、複数のサービス提供責任者を配置してください。
また他の事業所との重複登録のヘルパーは、サービス提供責任者とは認められません。

9

居宅介護指定基準:第5条

移動支援実施要綱:第8条1項

- ・従業員(ヘルパー)の員数
  - ▶ 事業所ごとに、従業者(サービス提供にあたる者) を常勤換算方法で2.5人以上配置

### サービスによって<u>必要となる</u> 資格が異なるので要確認!

※例:居宅介護従業者の資格要件(下記、研修修了者)

介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業

者基礎研修 等

居宅介護指定基準:第6条、第30条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### 管理者の責務

- > <u>従業者・業務の一元管理</u>
  - ⇒従業者を管理者の指揮命令下におき、業務を 行うことを一元的に管理すること
- ▶ 基準を遵守させるための指揮命令を行う
  - ⇒サービス提供の記録の作成、説明やマニュアル 等の作成により、従業者が運営基準を遵守するよ う体制を整える

居宅介護指定基準:第6条、第30条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### サービス提供責任者の責務

- ▶ 利用に係る調整・アセスメント等
  - ⇒利用者の希望に基づいて、ヘルパーの手配や計画作成等の調整を行うために、随時利用者の状況を把握し、 適正なサービスが行われているか確認を行う
- ▶ 従業者への技術指導等のサービス内容の管理
  - ⇒初回のサービス提供時にヘルパーに同行したり、 事業所内で研修やミーティングを行うなど、必要に 応じた指導を行う
- > <u>居宅介護計画・移動支援計画の作成</u>
  - ⇒計画書の作成は必ずサービス提供責任者が行う

~サービス提供から給付費の請求までの流れ~

契約 受給者証の 利用申込 (内容及び手続 確認 の説明・同意) 居宅介護計画書 サービス提供 アセスメント 等の作成、説明、 及び記録 交付、確認 利用者へ自己 代理受領額 請求 負担額の請求 通知の発行 (一か月分ごと) (ある方のみ)

~利用者へサービスを始める前に~

#### 利用申込

契約書の 締結 計画書の 作成

**実際の** サービス提供

- ①受給者証の 確認
- ②内容及び手続きの説明及び同意
- ③アセスメント
- ④居宅介護計画書 等の作成、説明、 交付
- 5サービス提供及び請求に係る記録

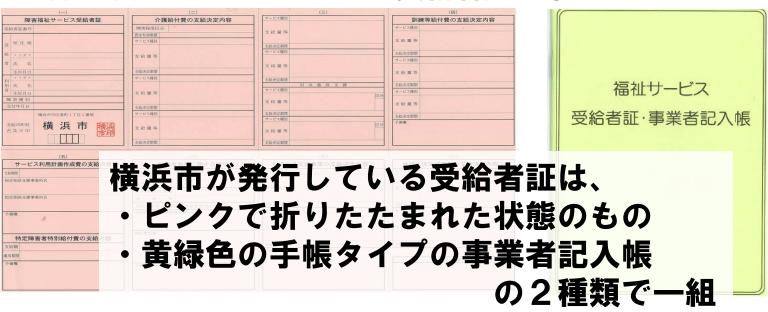
大きな流れのご確認を!

居宅介護指定基準:第14条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### ①受給者証の確認

利用申込があったら、まず受給者証の確認をしてください。



※更新の都度、同意を得てコピーをとることが望ましいです

居宅介護指定基準:第14条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

- 1 受給者証の確認
  - ◎受給者証(ピンク)



支給決定期間の終了や、支給決定時間の変更等で受給者証が更新された場合も、必ず確認してください



居宅介護指定基準:第14条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

- ①受給者証の確認
  - ◎事業者記入帳
  - ・支給量の管理を行うため、 サービス内容や契約時間数も明記することが必要

受給者証·事業者記入帳

・記載した際は、写しを取って保管し、自分の事業所や 他の事業所の契約時間数を把握する

基準第9条、解釈通知第三の3(1)

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### 2契約(内容及び手続の説明・同意)

- ★説明が必要とされている内容
- ▶運営規程の概要
- ≻従業員の勤務体制

( ご説明・交付 ( 障害特性に応じた配慮が必要 )

▶その他サービス選択における重要事項

#### 注意

- 利用者がどのサービスを契約しているかわかるよう、明記すること
- サービスごとに契約すること
- 契約期間は利用者のサービス支給決定期間内で設定すること
- 契約書、重要事項説明書は、書面で利用者へ説明し同意を得ること

基準第16条、第26条、解釈通知第三の3(16) 移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### 3 アセスメント

居宅介護計画等の作成にあたっては、

必ず( ださい。 )を行い、心身の状況把握に努めてく

- ▶ 利用者の状況の把握・分析
  - 基本情報(住所、生年月日、連絡先、家族状況等)
  - 障害状態 (ADLその他持病も含め、本人の支援に必要な諸情報)
  - 利用者のニーズ(サービスその他にて解決すべき課題等)

( )を行った内容については、聞き取り時点の本人を知るための重要な資料となりますので、必ず書面で作成し、保管してください。

基準第26条、解釈通知第三の3(16) 移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

4 ( ) 等の作成、説明、交付

=サービス提供責任者が作成する、利用者の支援計画 (本人への説明・同意・交付が必要)

#### ≪計画書作成の意義≫

- ▶ 利用者にとって均一なサービスが提供される =ヘルパーにとっても精神的負担軽減
- ▶ 客観的視点で援助方針を立てることができる。 質の評価も行いやすい(援助方針の根拠となり、利用者とヘルパー が共通の目標を持ち、達成に向けて動くことができる。)
- ▶ 目標や達成状況を振り返り、見直しや修正を行うことで、利用者の次なるニーズが見える、気づく(定期的な見直し、更新)

#### 4 居宅介護計画書等の作成、説明、交付

- ≻具体的援助内容の設定
  - 援助内容(身体・家事・移動)及び具体的手順(短期目標の設定)
  - 留意事項、日時、所要時間

計画書は、必ず(

• 作成日、作成者の記載を忘れずに!

利用者のサインや押印により 同意を得たことが客観的に わかるようにしてください

が作成してください

- 作成後は利用者・家族へ説明し、同意を得、交付してください
- サービスの支給単位を踏まえ、決定された時間数が有効に活用

されるよう計画を立ててください

居宅介護指定基準:第19条、第21条、第22条 移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### 5サービス提供及び請求に係る記録

請求事務も含めて作成、保管が必要なものは以下の通りです。

- >活動記録(都度・個別の記録)
- ▶サービス提供実績記録票又はサービス提供報告書 (月の実績報告)
- 介護給付費・訓練等給付費等明細書又は、支払決定明細兼利用者負担額通知書
- ▶利用者負担上限額管理結果票
- ▶代理受領額通知書

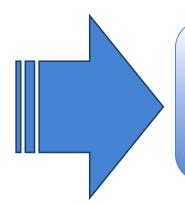


- 5 サービス提供及び請求に係る記録
  - \* サービス提供及び請求に係る記録
    - **=適正な請求であることを裏付ける資料**
    - ⇒<u>サービス提供が行われたこと</u>を証明するもの

日々のサービス提供()



<u>サービス提供()</u> または、<u>サービス提供報告書</u>



請求可能

- サービス提供及び請求に係る記録
  - \*活動を都度記録する意義
    - ▶ 本人の状況がタイムリーに把握できる
      - →情報共有や引継ぎがしやすい
    - ▶ 活動内容の積み重ねができる
      - →本人の喜ぶスポットや嫌いなもの等がわかる アセスメント時にはわからなかった発見も!
    - ▶ 自己負担費用等の支払トラブルが防げる
      - →記録により、確実なチェックが行うことができる

よりよい支援のためには、 記録の積み重ねが大切です。

居宅介護等計画書 活動記録

必ず「都度」記録・利用者確認を!

- 5 サービス提供及び請求に係る記録
- \* 記録が必要な主な内容
- 利用者名、サービス提供するヘルパー名
- **▶ サービス提供日時、曜日**
- ▶ サービス種別
- > 利用者の身体状況や精神状況、相談内容等
- **> 具体的な個々のサービス内容**
- 付添い外出する場合(通院・移動支援等)は、外出先や利用交通機関、経路を具体的に記入
- ▶ 服薬内容、医療的ケアの内容
- 〔精神障害の自立生活支援のための援助の場合〕 共同作業を行った範囲、支援内容等を具体的に記入

世直建設印 阿用書建設印

#### 5 サービス提供及び請求に係る記録

#### \* 日々の活動記録

)古野記事 -	<b>永元 (1791</b> )	_				C9-2240	5403	
ご利用者	<b></b>	]						
提供日	月日()				サービス提供	<b>皆名</b> :		
提供時間	総時間	. ~		(合計: 時間	分···①	>		
算定時間	① = 算定対象時間(	時間 分》 +	算定対	象外となるサービスを提供	<b>心た時間(</b>	時間	分)	
提供区分	ロ居宅介護(身体・家事) ロ重度証問介護 ロ同行援護 ロ行動援護 ロ重度包括支援	口通院等介助		口移動支援 (移動介護·日常必到		口自費対応		
時間		: ~ :		* ~~	:	: ~ :		
	提供内容: 口身体介護	【目的地		(目的地) (目的)		【提供内容】		
	・排泄介助 ・ 入浴介助 ・ 清拭	経路	経費	経路	経費·滞在時間	経費·経路等		
	・洗面 ・ 身体整容 ・ 更衣介助 ・食事介助 ・ 服薬介助 ・ 体位交換	~	H	~	H		H	
	·移乗移動介助 · 起床就寝介助	~		活動内容:	<u> </u>		<u> </u>	
	・一緒ご行う家事(精神障害のみ)	~	円		F		円	
	・その他( )	~ ;		活動内容:		/# #C	H	
	· 外出介助	①診察時間: 分		~		備者		
	712271-00	②介助時間: 分		活動内容: 原母の有無(有・無)	<u> </u>			
				四四				

必ず利用者の確認を受けましょう!

(確認印等をもらう等)

※利用者に記録の控えを渡すことが 望ましいとされています。



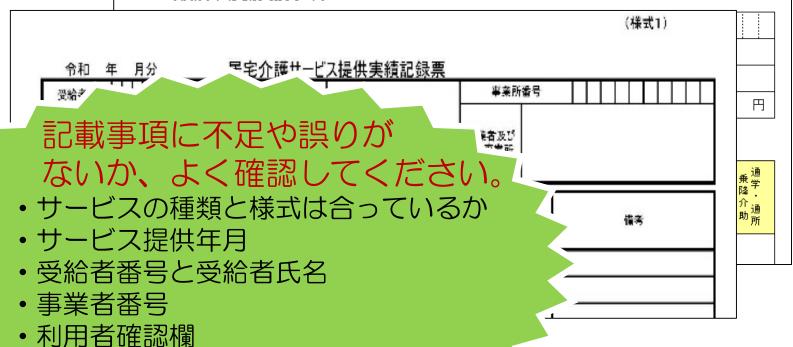
5 サービス提供及び請求に係る記録

(サービス提供報告書は、提供者印、

利用者印)

\* サービス提供実績記録票・提供報告書

〔横浜市移動支援事業〕 サービス提供報告書(個別支援型) 【通学通所支援】



~利用者へサービスを行った後で~

記録の確認

請求

利用者負担額の

確定・請求)

代理受領額通知 の 発行、交付

大きな流れのご確認を!

請求事務については、後ほど説明します!

#### ~支払決定額及び利用者負担額の確認~

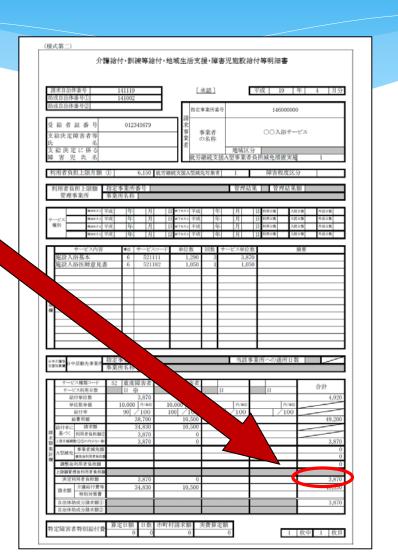
- ·「介護給付費等明細書」(訪問系)
- ・「支払決定明細兼利用者負担額通 知書」(移動) の

「決定利用者負担額」を確認

利用者負担額の請求・領収(請求書・領収書の作成・交付)

※かながわ自立支援給付等支払 システムの場合(移動)

→「支払決定明細兼利用者負担額 通知書」は、審査月の**翌月1日** 以降にダウンロード出来ます。



居宅介護指定基準:第23条

移動支援実施要綱:第9条→居宅介護指定基準を準用

#### ()の発行

市町村から介護給付費等の支払を受けた場合、代理受領額通知書で利用者に通知しなければなりません。

#### <u>必要項目</u>

- **▶総費用額**
- ▶介護給付費等請求額
- ▶利用者負担額
- ▶発行日(給付費の受領後)

任意様式

代理受領額 通知書

利用者負担額の発生の有無に関わらず、 必ず利用者への交付が必要です

~代理受領額通知書・例~

平成23年9月16日

〒###-#### 横浜市●●区▲▲町1-1 横浜 太郎 様 〒###-#### 横浜市●●区▼▼町1-2-3 ◆◆ヘルパーステーション TEL:045-###-#### FAX:045-###-####

#### 代理受領額通知書

受給者番号	999999999
受給者氏名	横浜 太郎
利用者氏名	横浜 花子

下記のとおり、障害福祉サービスに要した費用を代理受領しましたので、お知らせいたします。

サービス提供年月	サービス提供年月 平成23年7月										
市町村名	市町村名 横浜市										
受領日付	平成23年9月15日										
受領金額 (①-②)	47,182円										
総費用額 ①	52,425円										
≪内訳≫	サービスコート	単位	×	回数	=1	合計単位		総費用額			
居宅介護 身体介護 家事援助 移動支援事業 移動介護	(111115) (111119) (116115) (113141) (113151)	402 584 197 600 675	× × × ×	4 1 5	= = =	1,608 584 985 0 1,200 675	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17,044 6,190 10,441 0			
合計							¥	52,425			
利用者負担額 ②		5,243円									
総費用額の1割	5,243円	5,243円 上限額 9,300円					9,300円				

費用内訳は、明細書の添付に代えても可

- サービス内容
- 時間数の内訳
- 各利用回数
- 单位数 等

【訪問系】 介護給付費等 明細書 支払決定 明細兼 利用者負担額 通知書

【移動支援】

#### ) に基づいたサービス費の算定

サービス提供時間は、実際の時間で算定するのではなく、居宅介護等計画書に基づいて行われる計画時間に基づいて算定します。

計画と実際に要した時間に・・・

うにしてください。

大幅なかい離がない場合、計画時間は修正しません。

令和3年 受給者証 番 号 契約支給量	ПП	П	6 7 8	±:	給決定降 (障害	介護サ 障害者等 児氏名)			実績 太		录票	事 事	事業 業者及び )事業所		1 よこは	令和3年度からの 様式は 「利用者確認欄」
日曜付日	ナービス 内容	開始 時間	居宅介終了時间		時間数乗降	サービス 開始 時間	提供時間 終了 時間	算定6	時間数 乗降	派遣人数	初回加算	緊急時 対応 加算	福祉専門職員等連算加算	利用者確認欄		に変更されました。 記名か押印を
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	受け	9:00	10:00 10:15	1.5		9:00	10:00	1.5		1			7,00 37	横浜		求めてください。 (横浜市の取り扱い) ※移動支援のサービス 提供報告書は変更なし

大幅なかい離があった場合、計画時間を修正します。

#### \* 居宅介護等の所要時間

訪問系・移動介護共通ルール

同一サービスを複数回提供する場合に、サービス提供の時間を<u>2時間以上間を空けて</u>提供した場合は、2回に分けて請求が可能です。ただし、間の時間が<u>2時間に満たない場合</u>は、前後の時間を1回として算定します。

1時間を2回で請求

10時 11時 13時 14時 サービス 算定外 サービス 2時間

こちらは 2時間を1回で請求 10時 11時 12時 13時 サービス 算定外 サービス 1時間

- \* 居宅介護等の所要時間
  - ~移動介護「グループ支援」の場合の例外~

グループ支援の前後に連続して個別支援を行う場合は、グループ支援の時間数に関わらず、前後の個別支援時間は、合わせて1回のサービスとして請求します。



グループ支援単価3時間を1回で請求

- \* 算定時間の考え方の注意
- > 所要時間の算定

サービスの最小単位は30分。

- ( )以上の支援内容にて、最小単位の算定可能
- > 算定外のサービス

内容によっては障害福祉サービスとして提供 できないものがあります。以下は一例です。

【例】 病院の診察室、リハビリ室での介助 ヘルパーが運転する車の乗車時間 等

## (5)加算の算定要件

対象: 訪問系サービス 移動介護

#### \*早朝・夜間・深夜加算

早朝・夜間・深夜について、実際にサービスを提供した時間帯 の算定基準により、基本単価に上乗せされる加算。

 ○時
 6時
 8時
 18時
 22時
 0時

 深夜
 早朝夜間
 日中
 早朝夜間
 深夜

	早朝加算・夜間加算	深夜加算
<b>訪問系</b> サービス	所定単位数の 25%	所定単位数の 50%
移動介護	30 <b>分ごとに</b> 20 <b>単位</b> (グループ支援は別途設定)	30 <b>分ごとに</b> 40 <b>単位</b> (グループ支援は別途設 定)

#### \*初回加算

新規の利用者に対してサービスを行った月に算定できる、居宅 介護計画作成等のサービス提供責任者の労力に対する加算。

#### ≪算定要件≫

- ▶ 初回又は初回のサービス提供の日が属する月に、サービス提供 責任者が提供を行った場合又はサービス提供責任者以外の提供 にサービス提供責任者が同行した場合
- ▶ 該当の利用者が過去2か月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合も対象



サービス提供責任者が自ら提供した場合、 又は従業者のサービス提供に同行した場合は、 その旨を記録しておくことが必要です。

#### \*緊急時対応加算

利用者等からの要請により、緊急時の対応やサービス提供を行った際に算定できる加算。

#### ≪算定要件≫

- > 緊急対応要請から、24時間以内にサービス提供を行った場合
- サービス提供責任者が緊急対応要請にそった計画の変更を行う
- ▶ 定期的に訪問することになっていない居宅介護を緊急で行う
- ▶ 算定に係る対応内容(要請のあった時間や内容、サービス提供の時刻及び加算対象であること)を記録
- 1度の要請につき1回の算定、また月に2回(※)まで



※ 月に3回以上の緊急時対応を妨げるものではありません。

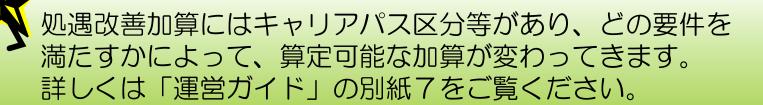
#### 処遇改善加算

福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、横浜市に届け出た事業所において算定できる加算。

加算を算定する事業所は、その実績についても横浜市へ報告しなければなりません。

#### ≪算定要件の一部≫

- 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ▶ 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を 確保すること
- ▶ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること



#### \*特定事業所加算

提供するサービスの質の向上に資するよう、体制等を整備しているものとして横浜市へ届け出た事業所において算定できる加算。

#### ≪算定要件の一部≫

- > 計画的な研修の実施(個人研修含む)
- > 定例的な会議の実施
- ▶ 全職員(非常勤職員含む)への健康診断実施
- > 従業者の人材要件



## (6)必要な届出・報告

#### \*変更の届出

▶事業所の届出事項(管理者やサービス提供責任者の変更も含む)に変更があった場合、概ね( )以内に提出してください。

#### \*休止・廃止の届出

- ▶休止・廃止の()までに提出してください。
- ▶休止・廃止時点で利用者がいた場合は利用者の引継経過を追加提出してください。

## (6) 必要な届出・報告

#### \* 事故報告書

以下のような事故が起きた際には、横浜市への事前報告 (電話)及び事故報告書の提出(FAX不可)が必要です。 また、支給決定を行う区役所へも必要に応じて報告が 必要です。

≪例≫

死亡、骨折、誤嚥、食中毒、感染症、所在不明、 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為、 その他(利用者の身体に重大な影響を及ぼすもの)

## (7)不適切な運営について

~昨年度の実地指導から~

#### ≫運営基準の指摘が多数ありました。

- ・居宅介護等計画書の未作成、未更新
- ・サービス提供記録の未作成、内容の不足
- ・実績記録票の算定時間記載不備
- ・契約サービスに対応する契約書の不存在
- ・変更届の未提出等

不適正な 運営 (改善指導)

不適正な 請求 (返還対象)

- ・診察室内や美容室の待ち時間を算定
- ・最小時間20分未満で0.5時間を算定
- ・資格要件を満たさないヘルパーがサービス提供 (例:ヘルパー2級の資格で全身性ガイドヘルプ)
- ・加算要件を満たさない状態での算定

# 2 請求事務について



## 請求事務について

#### サービス種別によって、請求方法が異なります!

#### 障害福祉サービス

(居宅介護等の訪問系サービス)

- ▶ 電子請求受付システム(全国標準システム)で請求
- ▶ サービス提供実績記録票を作成し、事業所で保管

#### 地域生活支援事業

(移動支援、訪問入浴)

- ▶ かながわ自立支援給付費等支払システムで請求
- ▶ サービス提供報告書を作成し、請求ごとに市へ写しを送付

## 請求の流れ

全国標準システム(訪問系)		かながわ自立支援給付費等支払システム (移動支援)			
く請求	<請求期間>1日~10日				
10日 24時 まで	◆ システムの請求情報の登 録(10日24時まで)	10日 17時 まで	◆ システムへの請求情報の登録 ◆ サービス提供報告書の写しを横浜 市あてに郵送(10日消印有効)		
く審査	<審査結果通知>25日~翌月1日				
頃	<ul><li>◆ 当月審査結果通知及び 支払決定通知</li><li>▶ 請求内容の確認</li><li>▶ (必要に応じて) 「過誤 申立→再請求」</li></ul>	27日 頃	<ul><li>◆当月審査結果の通知</li><li>♪ 請求内容の再確認</li><li>♪ (必要に応じて) 「過誤申立→ 再請求」又は「サービス提供報告 書の修正」</li></ul>		
		翌月 1日	◆ 支払決定通知		
く支払	<支払>翌月15日(15日が土日祝のときは直前の平日)				

※詳しくは、「横浜市障害者ヘルパー事業所運営ガイド第7版」P54~P56を ご覧ください。

### 請求審査について(訪問系)(1)

一次審査 国民健康保険団体連合会 +

二次審査

#### 一次審査(国民健康保険団体連合会)

事業所台帳、受給者台帳との照合を行います。 これまで「警告」であった請求のうち、台帳と明らかに不 整合であるもの等不適切な請求は、「エラー(返戻)」へ 段階的に移行します。

【<u>メッセージの前に★がついている警告は「エラー(返戻)」に順次移行</u>されます!】

#### 請求審査について(訪問系)(2)

#### 二次審査(市町村)

国保連の一次審査で警告となったもの等につい て主に内容面で不適切な請求でないか審査を行 います。

- 重複提供チェック利用者負担チェック

再請求等の対応を!

■月々スケジュール 27~29日頃 該当事業所へ通知を送付 届いたら内容を確認し確実に処理を行ってください!

### 上限額管理事務について

利用者負担上限額管理 事務マニュアル V40



(平成 21 年 4 月及び 10 月からの上限額管理事務に関する 一部制度変更の内容が盛り込まれています)

平成21年10月 神奈川県保健福祉部障害福祉課

※ このマニュアルは神奈川県における標準的な事務手続きを示したものであり、 市町村により取り扱いが壁なる場合がありますので、あらかじめご了達下さい。 上限額管理事務が必要な場合は、神奈川 県作成のマニュアルをよく読んで、事務 をおこなってください。

マニュアル及び帳票は下記からダウン ロードしてください。

#### ●マニュアル等のダウンロード先

#### 障害福祉情報サービスかながわ

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\_Result2.asp?category=6&topid=11

「書式ライブラリ」→「8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報」→「1 【**H24年10月以前】障害者総合支援法に関するお知らせ** (事業者向け)」

#### よくある請求間違い(訪問系)

#### ≪訪問系サービス≫

- ▶ サービスコードの間違い(例:「身体介護を伴う通院等介助」を「身体介護を伴わない通院等介助」のサービスコードで請求)
- ▶提供年月、事業所番号、市区コード、受給者番号の 間違い
- ▶ 支給期間外のサービス提供、支給量の超過 等

⇒受給者証(および事業者記入帳)の記載内容をよく確認!

#### 「かながわシステム」への登録等

#### 契約情報の登録(21日~翌月10日)

次の利用者については、システムへの契約登録が必要です。

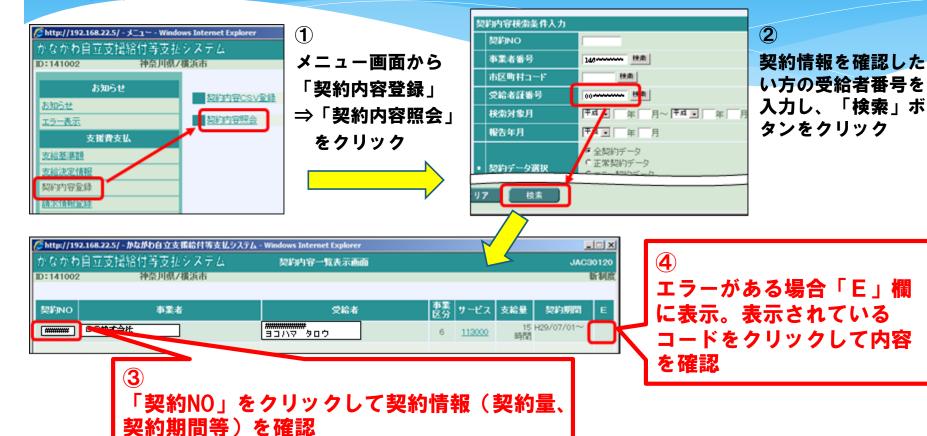
- > 新規で契約・利用開始する利用者
- ▶ 継続して利用しているが、受給者証の更新や変更があった利用者
- ▶ 受給者証は更新されていないが、事業所との契約時間が変更又は 契約終了となった利用者(システム画面上で処理)

#### 請求情報の登録(翌月1日~翌月10日)

システムへの登録と併せて、『サービス提供報告書』の写しの提出 (郵送)が必要です。

⇒「かながわシステム」への登録後は、正しい内容 で登録が出来ているか、システム上でエラーが 出ていないか、必ず確認するようにして下さい。

#### ■契約情報の確認方法



- ※エラーがある場合、契約情報は登録されていません。
  - エラー内容を確認後、再度契約情報の登録をお願いします。

### よくある契約エラー①

3090

この契約量では利用者の合計契約量が支給量を超えるため登録できません

#### 【主な原因】

●他の事業者とも契約していて、全ての事業者の契約量合計が、支給 決定量を超えている

 <例> 支給決定期間: R2.6/1~R3.5/31 支給決定量: 30H の利用者

 R2.6/1
 R2.11/1
 R3.5/31

 A事業者
 15H
 合せて 30H

 B事業者
 15H ※R2.11/1から5Hたが修正していない
 30H

⇒B事業者が、R2.11/1~の契約量を5Hに修正しないと、C事業者は契約登録する ことができません。B事業者は変更が決まり次第、迅速に修正してください。 エラーが解消しない場合、C事業者はB事業者に契約量の修正を依頼してください。

#### よくある契約エラー②

3210

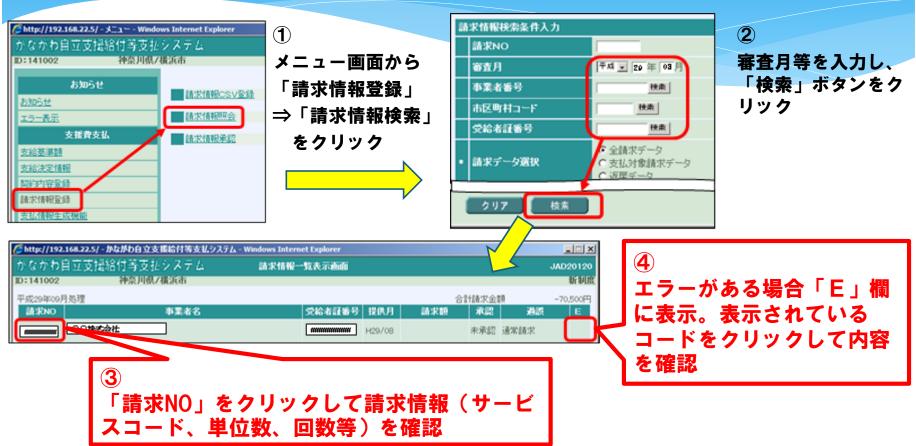
利用者の支給決定が存在しないため登録できません

#### 【主な原因】

- ●契約サービスコード・市区町村コード・受給者証番号が間違っている 契約コード:移動介護:113000 / 通学通所支援:117000 / 通学通所支 援(自立支援加算):117901 / が正しく入力されているか、市区町村番号や 受給者証番号は受給者証の記載と一致しているか確認してください。
- ●支給決定情報がシステムに登録される前に、契約情報を登録した 支給決定情報が反映されるのは、毎月21日頃または翌月1日頃となりま すので、このエラーが出た場合は、請求期間に入ってから再度、契約情報 CSVの登録をお願いします。
- ●支給決定情報がまだ登録されていない

利用者の申請の遅れ等により、区役所からの受給者証の発行が支給開始 日の翌月以降となってしまった場合は、システムに支給決定情報は反映されません。この場合は、受給者証を確認した後、出来るだけサービス提供 月の翌々月以降の請求としてください。

#### ■請求情報の確認方法



- ※エラーがある場合、請求情報は登録されていません。 エテー中容を確認後、再度請求情報の発得をお願いします
  - エラー内容を確認後、再度請求情報の登録をお願いします。

### よくある請求エラー(1)

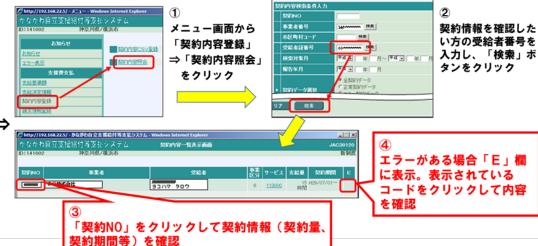
9534

契約情報が登録されていません

#### 【考えられる原因】

- ●契約情報の登録漏れ、または契約がエラーになっている
- ⇒ 契約内容を確認後、正しい契約情報を登録し、再度請求情報を登録してください。

録してください。



★契約内容の確認方法★⇒

#### ■「かながわシステム」への登録方法の詳細

横浜市移動支援事業・入給サービス

請求マニュアル(事業者用)

~かながわ自立支援給付置等支払システム~

Ver. 4

横浜市健康福祉局障害自立支援課

令和2年5月

※横浜市の移動支援事業、訪問入浴・施設入浴事業の請求にご活用ください。※他都市・他サービスとは取扱いが異なりますので、ご注意ください。

#### 【問合せ先】

●横浜市健康福祉局 障害自立支援課●

《移動支援事業》 移動支援係

TEL: 045-671-2401/FAX: 045-671-3566 《訪問入浴・施設入浴事業》 居宅サービス担当

TEL: 045-671-2402/FAX: 045-671-3566

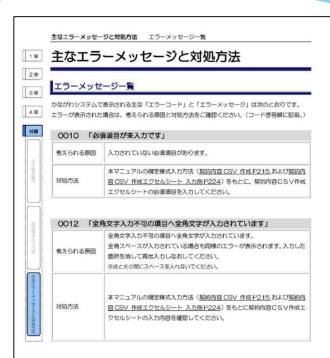
◆神奈川県国民健康保険団体連合会(県国保連)

TEL: 045-329-3416/FAX: 045-329-3418

かながわシステムへの登録方 法の詳細は...

横浜市HPに掲載している 『横浜市移動支援事業・入浴 サービス請求マニュアル(事 業者用) Ver.4』 を確認して下さい。

#### ■エラーコード・対処方法の一覧について



考えられる原因	日付項目へ日付として正しくない値が入力されています。			
対処方法	本マニュアルの規定様式入力方法(契約内容 CSV 作成 P215 および契約内			
	容 CSV 作成エクセルシート 入力例 P224) をもとに契約内容 CS V作成エ			
	クセルシートの入力内容を確認してください。日付は、西暦4桁、月2桁、E			
	2桁で入力してください。			
	例) 2014年1月23日の場合、「20140123」と入力してください。			

229

かながわシステムにおける契 約・請求のエラーについて は...

かながわシステム掲示板に掲載されている『かながわシステムマニュアル(事業所用)』(登録日R2/01/31)のP.232~における「主なエラーメッセージと対処方法」を確認して下さい。

#### ■横浜市での請求審査(移動支援)

伝送された「かながわシステム」上の請求データ(1)と 郵送で提出された『サービス提供報告書』(2)との突合により、 横浜市において審査を行い、請求内容にエラーがあった場合、 毎月25日頃以降に審査結果を事業所へ郵送します。

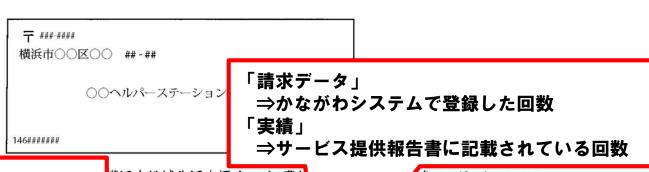


審査結果を確認した上で、 次のいずれかの対応が必要です。

- ▶ ①に誤りがあった場合
  電子申請で過誤申立 → 再請求
- ②に誤りがあった場合 報告書を訂正→再提出
- ▶ 否決(請求が却下)された場合 再請求

#### ■エラー通知書の記載内容について

例)サービス提供報告書上では移動介護を6時間×3回提供しているが、 かながわシステム上では5時間30分×3回で請求登録している場合。



サービスコード

※この場合、 上段は移動介護5時間半

下段は移動介護6時間

黄浜市地域生活支援サービス費(テ

\*#月請求分の横浜市地域生活支 ました。

は、下記の「エラー内容」と別紙の「

20つえ、必ず対処してください。また、「

が求のエラーについて

(移動支援事業)について、

果におけるエラーの処理及び訂正方法」 市地域生活支援サービス費(移動支援事業 エラーの内容

の請求にいってをについて(通知)」についても、

提供月	請求NO.	受給者証NO.	サービス	請求データ	実績	エラー
2017##	*****	********	113211	3	0	21.実績とCSVデータの回数が違います(請求>実績)
11	п	II.	113221	0	3	20.請求データがありません
640	4			移動介護	基本 6時	間の請求がありません。

確認ください。

エラー内容の補足説明

#### ■エラー内容ごとの処理及び訂正方法

#### エラー内容

#### 処理及び訂正方法

- 02.対応するサービス提供報告書がありません●
- 08.事業者登録がないサービスが含まれています▲



請求を否決(却下)しました。翌月以降に 改めて請求してください。

- 20.請求データがありません
- 21.実績とCSVデータの回数が違います(請求>実績)
- 22.実績とCSVデータの回数が違います(請求<実績)
- 27.サービス提供報告書の記入に不備があります



請求は承認しましたが、請求データと提供 報告書(実績)が一致していません。

請求データ(CSV)が間違っていた場合



過誤申立により請求を取り下げたうえで、 再請求してください。※データ・報告書とも再提出

電子申請システムで過誤申立し、翌月以降に再請求してください。<u>再請求の際は、サービス提供報告書も提出し直す必要があります。</u> ※サービスコード横に★印が付いている場合:同日内、同一利用者に対してのサービスの間隔が2時間未満なので、原則一連のサービスとみなし、 よせて請求してください(過誤再請求が必要)

サービス提供報告書のみが間違っていた場合



サービス提供報告書を訂正し、再提出してください。

訂正印(サービス提供年月日・時間を訂正する場合は利用者印)により訂正したサービス提供報告書のコピーを、障害自立支援課に再提出してください。 ※過誤申立や再請求は不要

その際、右上の余白に大きく赤字で「書類訂正のみ」と記入して提出してください (翌月の請求分と同時に送付する場合は、封筒内で必ず分けてください)。

### エラー内容ごとのよくある原因

#### 02.対応するサービス提供報告書がありません

#### 【考えられる原因】

- ・サービス提供報告書を送付しなかった、又は提出が締切日に間に合わなかった。
- ・先月否決になったので、今回はデータだけ送信した。
- ・移動介護と通学通所の様式間違い
- ・記入内容が読み取れない(FAX用紙のコピー不可)
- ・印鑑無し(印影がわかるようにコピーしてください・原紙送付は不可)
- ・事業者番号や受給者番号、提供年月を間違えている。 等

(例:×居宅介護の事業者番号を記入)

#### 08.事業者登録がないサービスが含まれています

#### 【考えられる原因】

・事業者として登録していないサービスについて請求している。

### エラー内容ごとのよくある原因

20.請求データがありません 21.実績とCSVデータの回数が違います(請求>実績) 22.実績とCSVデータの回数が違います(請求<実績)

#### 【考えられる原因】

- ・早朝夜間加算の間違い、請求漏れ、回数のカウントミス
- ・通学通所の乗降介助欄への〇印記入漏れ
- ・印鑑無し(印影がわかるようにコピーしてください・原紙送付は不可)等



エラーの通知が届いた際には、ここに記載されている 【考えられる原因】を参考に、かながわシステムに登録 した請求情報及びサービス提供報告書をよく確認し、 過誤申立・再請求等のご対応をお願いします。

#### ■重複提供チェック 結果明細書について

審査受付年月: 平 複提供チェック 結果明細 受給者番号 【制度間】 市町村番号: 平成29年〇月〇日 陪宝短加 甲帝支挥 受給者氏名カナ 児童氏名カナ 提供年月 平成29年〇日 事業所番号 | 146####### 明細書・受付年月 事業所番号 | 141####### 明細書 • 受付年月 平成29年0月 OOヘルパーステーション . 株式会社 〇〇 XX介護事務所、株式会社 XX 様式種別 01:移動支援 [国保連点検結果 警告] 様式種別 0101:居宅介護 提供サービス等 回数 開始時間 終了時間 提供サービス等 通番 日付 通番 日付 回数 開始時間 終了時間 移動支援 15:30 17:00 通院(身介あり) 15:30

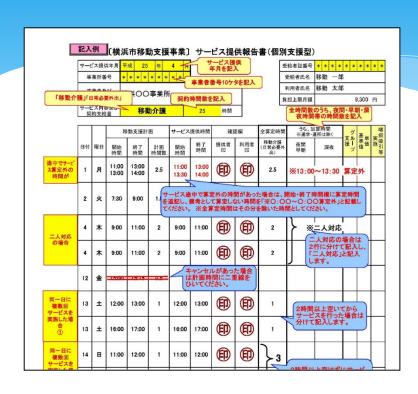
貴事業所の「サービス提供報告書」において、他事業所と重複しているサービス 提供日時 他事業所のサービス提供実績記録票等に おいて、貴事業所と重複しているサービ ス提供日時

本通知が届いた場合、請求は承認していますが、確認が必要です

貴事業所の請求内容(「重複チェック 結果明細」の左側)と他事業所との請求内容(同明細右側)で日付及び時間が重複して います。<u>他事業所と連絡を取り、確認を行ってください。</u>(他事業所の連絡先は「横浜市ホームページ」又は「障害福祉情報 サービスかながわ」を参照)

なお、<u>貴事業所に誤りがある場合は、サービス提供報告書の訂正や過誤再請求など必要な処理を行ってください</u>。(※本通知は 重複が発生している、双方の事業所に通知します。)

#### サービス提供報告書の記入方法・提出方法等



#### 【検索方法】

- ①横浜市HPのサイト内検索にて「ガイ ドヘルプ」で検索
- ②検索結果の1番目の「ホームヘルプ・ガイド ヘルプサービス」をクリック
- ③「サービス提供報告書」のリンクをクリック

サービス提供報告書を提出す る際には、横浜市HPに掲載し ている『サービス提供報告 書』に記載されている、記入 方法・提出方法をご確認くだ さい。

※サービス提供報告書の記入 例や提出書類の並び順、早 朝・夜間・深夜加算の考え方 等、請求をするうえで重要な 情報が記載されていますので、 必ずご確認をお願いします。

### 過誤申立について①(訪問系・移動支援)

確定した請求情報に誤りがあった場合は、以下の通り「過誤申立」が必要です。

#### 【電子申請フォーム】

横浜市電子申請・届出サービス(<a href="https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/navi/govTop.do">https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/navi/govTop.do</a>)にて「過誤申立」と検索してください。訪問系サービスの場合は「全国システム用」、移動支援事業の場合は「かながわシステム用」から申し立てを行ってください。

【申立締切日】月の最終開庁日前日23時59分まで

【受 付 時 間】原則24時間

【再請求期間】 申立日翌月(締切日までに過誤申立を行った場合)

## 過誤申立について②(訪問系・移動支援) 以下の場合は、過誤取消の処理が行われません。

- \* 申立フォームが誤っている。
- \*事業所番号や受給者証番号、審査月等の入力した情報が誤っている。
- ⇒過誤申立を行ったのに再請求ができない場合は、電子申請・届 出サービス内の「状況照会」から申立内容の確認を!
- ※本市HP「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」のページに、過誤申立時の注意点をまとめた資料を掲載していますので、申請の前にご確認ください。
- https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html

## 善哉事終関係の問会仕集

ロ月ろいきが	リズルボンハリロロピア		
知りたい項目	訪問系	移動支援	
請求システムの操作方法 (問合せ前に、マニュアルやトラブルシューティン グを必ず確認してください)	国保中央会電子請求ヘルプデスク TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433 又は 神奈川県国民健康保険団体連合会 TEL: 045-329-3416 FAX: 045-329-3418	神奈川県国民健康 保険団体連合会 TEL: 045-329- 3416 FAX: 045-329- 3418	
給付費の振込内容等	神奈川県国民健康保険団体連合会 TEL: 045-329-3416 FAX: 045-329-3418		
受給者情報 (支給決定內容、上限管理事業所登録等)	<b>受給者証の発行区</b> (受給者証(八)面に連絡先の記載有)		
契約・請求エラー①支給決定情報に 関するもの(訪問系: EG系、移動: 3090、 3202、3210エラー等)	<b>横浜市健康福祉局障害自</b> (FAX共通:045-671-		
	<b>居宅サービス担当</b> TEL:045-671-2402	<b>移動支援係</b> TEL: 045-671- 2401	
契約・請求エラー②入力内容や伝送	神奈川県国民健康保険団	体連合会	

したファイル関係 (訪問系: EG系以外のエラ

-、移動:上記以外のエラー等)

TEL: 045-329-3416 FAX: 045-329-3418

# 3 横浜市の事業所指導

## 横浜市の指導・監査の実施形態

として行う。

指導	実地 指導	法令等の基準に定めるサービスの取扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針として、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。
	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等に対し て、必要な指導の内容に応じ、一定の 場所に集めて講習等の方法により行う。
監査	サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合 若しくは疑われる場合において、事実関係を的確 に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼	

### 集団指導について

- ☆横浜市のルールを確認する場
  - ・各事業者が統一したルールで利用者を支援する
- ☆事業経営者としての責任を再確認する場
  - ・ヘルパーの管理や指導を適切に行う
- ⇒確認しておくことで・・・
  - ・不適切な請求を防ぐことができ、安定した事業所運営に つながる!
  - ・よりよい支援を行うことで、<u>利用者の安心につながる!</u>

サービスに対する責任を負うのは、各ヘルパーではなく、事業者です。現場の把握をしっかりと行い、適切なサービス提供を行っていただくようお願いします。

# 実地指導について①

### 実地指導の流れ

#### 実施通知

- ・事前に電話で日程調整
- ・運営主体あてに実施通知が送付される (概ね実施の2 か月前)
- ·通知に同封される「事前提出資料」「従業者名簿」 「必要書類一覧」を確認



- ・「事前提出資料」「従業者名簿」を作成し、期限までに 原本を提出し、事業所で控えを保管
- ・「必要書類一覧」により、当日までに必要書類を準備
- ・実施場所を確保
- ・管理者が同席できるよう予定調整
- ・人員体制、運営全般、サービス提供内容、請求事務 等について説明できる方(サービス提供責任者等)の 予定調整

# 実地指導について②



### 当日 対応 (概ね半日)

- ・「事前提出資料」及び準備した書類をもとに、書類検査、 ヒアリング実施
- ・運営状況での良い点、改善を要する点等をまとめ、講評 (改善を要する点のうち、軽微なものは現場での口頭指導 として伝達)
- ・事業所は、当日の指導内容について記録をとり事業所内で 共有



- ・指摘事項について、事業所内での改善の取組を開始
- ・実地指導結果が通知される(概ね2~3週間後)
- ・通知に記載された指摘事項について期限(通知後30日 以内)までに改善報告書を提出



終了

・市が報告書の内容を確認し、実地指導終了

# 実地指導について③

#### 実地指導時に確認する資料

#### ■サービス提供に関する書類

サービス利用契約書、重要事項説明書、アセスメント票、居宅介護計画等、サービス提供の記録等

#### ■ 請求に関する書類

サービス提供実績記録票又はサービス提供報告書、介護給付費等明細書又は支払決定明細兼利用者負担額明細書、代理受領額通知等

#### ■事務運営に関する書類

事業者指定通知書、運営規程、定款、変更届、従業者の資格を証明する書類、雇用契約書等

#### ■その他

各種マニュアル(個人情報保護、事故対応、緊急時対応、苦情処理他)、自己点検書等

# 監査について①

# 監査対象となる事業者

以下の情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要がある場合に実施する。

- (1)通報·苦情·相談等に基づく情報や、請求データ等の分析から 特異傾向を示す事業者
- (2)実地指導で確認した指定基準違反等
  - →著しい基準違反等が認められる、又は疑いがある場合は、 直ちに実地指導を監査に切り替えて実施する場合もありま す。

### 監査の結果について

改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項と認められる 場合は、後日文書にて通知する。

# 監査について②

# 行政上の措置について

監査の結果、基準違反や不正等が認められた場合の行政上の措置

# 勧告

- ・期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。
- ・期限内に従わなかった場合は公表ができる。

### 命令

- ・正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。
- ・命令を行った場合は、公示される。

#### 指定の 取消し 等

- ・基準違反等の内容が障害者総合支援法第50条第1項のいずれかに該当する場合、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部効力を停止することができる。
- ・指定の取消し等を行った場合は、公示される。



#### 経済上 の措置

・命令又は指定の取消し等により、返還金が生じる場合は、返還金に加えて加算金(返還金の40/100)の支払いを命じる場合がある。

# 4 法改正・制度改正等について

# 令和3年度の改正点

- \* 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
- \* 実績記録票の様式変更について
- \* 家事援助での代読・代筆サービスの拡充について 【R3.10.1~】



# ◎訪問系サービス共通事項

### 1業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

【基準:第33条の2 、解釈通知:第三の3(23)】

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス の提供を受けられるように以下の措置を講じなければなりません。

#### (1) 業務継続計画の策定

・定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を。

#### (2) 研修、訓練(シミュレーション)の実施

- ・研修、訓練には全ての従業者の参加が必要。
- ・従業者には年1回以上の定期的な教育と、新規採用時の研修 を行い、内容を記録する。
- ※令和6年3月31日まで努力義務(3年間の経過措置)

#### ≪業務継続計画に記載する事項≫

#### (1)( )に係る業務継続計画

- ・平時からの備え(体制構築・整備、感染防止に向けた取組の 実施、備蓄品の確保等)
- · 初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

### (2)( )に係る業務継続計画

- ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフ ラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

# 参考

業務継続計画の作成にあたっては、

- ●「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染 症発生時の業務継続ガイドライン」
- ●「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務 継続ガイドライン」

を参照してください。

#### 【掲載場所】

厚生労働省ホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15758.html

# ◎訪問系サービス共通事項

### 2感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

【基準:第34条第3項、解釈通知:第三の3(24)②】

感染症の予防及びまん延防止のため、以下の措置を講じなければなりません。

(1) 感染症	の予防及ひ	まん延	の防止のための	対策	を検	討する
(	)の開催	(6か月	月に1回以上)			
· / · — · · · —		• •	の防止のための	•	•	1.1.5
$(3)$ 感染症 $\sigma$	予防及びま	ん延の	防止のための(		) <i>(</i> 7.	実施、
(		) の	実施			

※令和6年3月31日まで努力義務(3年間の経過措置)

#### ≪委員会設置について≫

- ・設置にあたっては、専任の担当者を決めておく必要があります。
- ・委員会には、外部の者も含め、感染症対策の知識を有する者の 参画を積極的に得てください。
- ・開催にあたっては、テレビ電話装置等の活用が可能です。

#### ≪研修及び訓練について≫

・従業者には、年1回以上の定期的な教育と新規採用時の研修を 行い、内容を記録してください。

### ◎訪問系サービス共通事項

### ③身体拘束等の適正化

【基準第35条の2、解釈通知:第三の3(26)】

居宅介護事業者は、利用者又は他の利用者の生命や身体を保護するために緊急で やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはなりません。 また、身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。

- (1)身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の ( 並びに緊急やむを得ない ( ) その他必要な事項を記録すること。
- (2) 身体拘束の適正化のための対策を検討する ( ) を定期的に 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (3)身体拘束のための( )を整備すること。
- (4)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための( )を定期的に実施すること。
- ※(1):令和3年4月から義務化
  - (2)~(4):令和3年度は努力義務化⇒令和4年4月から義務化

≪身体拘束廃止未実施減算≫

【報酬告示:別表第1-1 注16】

身体拘束の適正化のための基準が満たされない場合、 基本報酬が ( )となります。

- ◆減算単位:1日につき5単位の減算
- ※令和5年4月から適用となります。
- ※経過措置として、令和5年3月31日までの間は、減算事由に該当した場合であっても減算されません。

- ◎訪問系サービス共通事項
  - 4 障害者虐待防止の更なる推進

【基準:第40条の2 、解釈通知:第三の3(31)】

#### 【現行】

- ①従業者への研修実施【努力義務】
- ②虐待防止等のための責任者の設置【努力義務】



#### 【改定後】

- ①従業者への研修実施【義務化】
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として(**を設置**するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知 徹底【義務化】
- ③虐待の防止等のための責任者の設置【義務化】

障害者虐待防止の更なる推進のため、次の措置を講じなければ なりません。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と その結果の周知(1年に1回以上)
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- (3) 虐待の防止のための措置を実施する責任者の設置
- ※令和6年3月31日まで努力義務令和6年4月1日から義務化(3年間の経過措置)

#### ≪委員会の役割≫

- ・虐待の防止のための ( ) (虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- ・虐待防止の ( ) と ( ) ( 虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- ・虐待発生後の( )と( )の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

#### ≪研修の実施について≫

- ・新規採用者には必ず虐待防止の研修を行ってください。
- ・施設内の職員研修や協議会、または基幹相談支援センター等が 実施する研修に参加することでも差し支えありません。

### ◎訪問系サービス共通事項

【解釈通知:第三の3(22)④】

#### ⑤適切な職場環境維持(ハラスメント対策)について

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止のため、事業所の方針を従業員へ()し、()を整備すること。

### ◎訪問系サービス共通事項

⑥文書の取扱いについて

【基準:第224条、解釈通知:第十七の2、留意事項通知:第二の1(15)】

- 書面の作成は、( )等により行うことができます。 (事業者のPCに備えられたファイルか、磁気ディスク等による)
- 〇データ等の保存は以下のいずれかの方法によって行うことができます。
  - ①作成したデータをPCのファイルや磁気ディスク等に保存する。
  - ②書面をスキャナ等で読み取ったものをPCのファイルや磁気ディスク 等に保存する。
- ○データ等を取り扱う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護 に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。
- ○事前に( )を得た場合は、データ等による交付、説明、同意、締結等を行うことができます。

- ◎訪問系サービス共通事項
- 7「地域生活支援拠点等に係る加算」の新設

【報酬告示:別表第1-1 注15、留意事項通知:第二の2(1)①(五)】

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。

#### 【加算単位】

緊急時の対応を行い、緊急時対応加算を算定した場合、さらに+50単位を 上乗せする。

#### 【加算算定に必要な届出】

- ①変更届
  - 「事業所が、地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う」旨と地域生活支援拠点機能のうち、満たす機能を運営規程に記載し、運営規程を変更した旨の変更届を提出。
- ②体制届 地域生活支援拠点に該当する旨の体制届を提出。

- ◎訪問系サービス共通事項
  - 8福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し

【報告示:別表第1-5、留意事項通知第二の2(1)21】

- ●福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)
- ●福祉処遇改善特別加算



加算を()する。

※令和3年3月末時点で同加算を算定している事業所については、1年間(令和4年3月まで)の経過措置期間を設ける。

- ◎訪問系サービス共通事項
- 9職員が育児・介護による休業等を取得する場合の取扱

【解釈通知:第二の2(1)・(3)、留意事項通知:第二の1(14)】

- ① 「常勤」の計算にあたり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度 を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ② 「常勤換算方法」の計算にあたり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算の計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
- ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで人員基準を満たすことを認める。
- ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の 加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても 常勤職員の割合に含めることを認める。

# ◎訪問系サービス共通事項

### ⑩基本報酬の見直し

報酬改定の見直しについての詳細は、厚生労働省の報酬算定 構造等でご確認ください。

【厚生労働省ホームページ 報酬算定構造】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16573.html

- ◎居宅介護
- 1サービス提供責任者に対する評価の見直し

【報告示:別表第1-1 注9の2】

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したもの」をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合の所定単位数について更なる減算を行う。

【見直し前】 所定単位数の10%を減算する



【見直し後】 所定単位数の30%を減算する

- ◎重度訪問介護
- ①移動介護緊急時緊急支援加算の新設

【報酬告示:別表第2-2の2、留意事項通知:第二の2(2)⑫】

利用者をヘルパーの運転する車両に乗車させて外出し、 ( )して必要な支援を行った場合は、利用者 1人に対し、1日につき所定単位数に加算を算定できる。

- ●算定単位数:1日につき240単位
- ・必要な支援とは、喀痰吸引、体位交換、行動上著しい困難を有する 障害者に対する制御的対応などです。
- ・算定にあたっては、道路運送法等、他の法令等に留意してください。

- ◎同行援護
- ①従業者要件の経過措置の延長

【留意事頂通知:第二の2(3)3(四)・4)】

くサービス提供者の資格要件>

「<u>平成30年3月31日の時点で</u>、地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する者については、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了したものとみなす。(所定単位数から10%減算) <u>(令和3年3月31日まで)</u>」



令和6年3月31日まで経過措置を延長。

※<u>令和3年3月31日時点</u>で上記要件を満たしているものが対象。

<u>令和5年度末までに同行援護従業者養成研修(一般課程)の</u> 受講に努めてください。

- ◎行動援護
- ①行動援護資格要件の経過措置の変更

【解釈通知:第三の1(7)2)】

くサービス提供責任者の資格要件>

「居宅介護・重度訪問介護のサービス提供責任者の要件を満たす者かつ実務経験(※)が5年以上(かつ900日以上)ある者

#### <u>(令和3年3月31日まで)</u>」

※実務経験とは、知的障害者(児)又は精神障害者(児)の福祉に関する事業 (直接処遇に限る)での従事経験 \_\_\_\_\_

令和6年3月31日まで経過措置を延長。

※<u>今和3年3月31日時点</u>で上記要件を満たしているものが対象。

<従業者(ヘルパー)の資格要件>

【留意事項通知:第二の2(4)④】

「初任者研修または実務者研修または介護福祉士の資格を有する者であって、実務経験(※)が2年以上(かつ360日以上)ある者(令和3年3月31日まで)」

※実務経験とは、知的障害者(児)又は精神障害者(児)の福祉に関する事業 (直接処遇に限る)での従事経験



令和6年3月31日まで経過措置を延長。

※<u>今和3年3月31日時点</u>で上記要件を満たしているものが対象。

サービス提供責任者・従業者の資格の確認を改めて行い、必要 な場合は行動援護従業者養成研修等の受講に努めてください。

# 参考

【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要】 (厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 16573.html

運営基準等を各事業所でも改めてご確認いただき、適切な事業所運営に努めてください。

# 実績記録票(訪問系サービス)の変更

	◎ 令和3年4月から様式変更																						
	令和		年	年 月分 重度訪問介護サービス <b>訪問</b> ろ														-—t	ごス	共通	į		
受給者証 支給決定障害						害者氏名						・利用者確認「印」→利用者確認「欄											
-「サービス提供者印」欄の削除																							
_	naa					重	度討	訪問介	i問介護計画		サービス提供時間		算定	算定時間数		同	4=0	<b>駅</b> 争時	行動障	移動介			$\overline{}$
日曜日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日				ス提供 状況	觧	開始 時間		を了 時間	計画時間数時間 移動		開始 時間	終了 時間	時間	移動	人	行支援	初回 加算	緊急時 対応 加算	宇 書支持 連携 加算	護緊急 時支援 加算	利用者確認欄	備考	
		重度訪問介護のみ																					
		4	<u>+</u>																				
				「移動介護緊急時支援加算」欄																			
の追加										-	-			•	•	-			_				

※「利用者確認欄」には、利用者に「記名」 または「押印」を求めてください。(横浜市の取扱) ※移動支援事業の「サービス提供報告書」については従前どおり「押印」または「署名」が必要 です。取扱いについて、今後変更がありましたら、改めてお知らせします。

# 家事援助での代読・代筆支援の拡充 【R3.10.1 拡充】

# 居宅内での代読代筆支援について

令和3年9月まで

他の家事援助の時間の中でのみ代読代筆支援が可能



### 令和3年10月から

代読代筆の支援のみのニーズで家事援助

でのサービス提供が可能



#### <対象者>

家事援助の支給決定が可能な方で、代読・代筆支援が必要な方

# 家事援助での代読代筆支援の拡充 【R3.10.1 拡充】

### <対象となる範囲>

代読・代筆が可能な範囲は「日常生活上必要とされる範囲」です。

#### 【対象となるものの例】

- ・郵便物全般の代読、整理、電化製品等の取扱い説明書の代読
- 買い物の食材等のメモの代筆

#### 【対象とならないものの例】

- ・小説や雑誌の代読等、余暇支援目的の行為
- ・帳簿の作成やエクセルの入力等、<u>ヘルパーが特殊なスキルを必要</u> とするもの
- ・利用者の契約や医療機関等での同意書の代筆
- ・利用者の経済活動や団体活動の運営に関わるもの

# 5 指摘事例

~実地指導を踏まえて~









# 目次

ここでは、最近の実地指導において多かった指摘事例を参考に、 下記3つの項目について確認していきます。

- ①記録の電子化
- ②算定時間の計算
- ③勤務体制について



( )に何が入るか考えてください。

# 事例① 記録の電子化

外出の支援を行っているA事業所は、これまで紙で行っていたサービス提供の記録を電子化しました。

- ・ヘルパーは利用者Bさんに外出支援のサービスを提供し、 終了後に専用タブレットにサービス内容を入力、送信します。
- ・車いすでの買い物の支援を行ったので、サービス内容は 「移乗・移動介護」と入力しました。
- ・電子化した記録には利用者印を押せないため、 利用者に確認は行いません。
- ・記録を電子化したため、サービス提供実績記録票(サービス提供報告書)も作成しません。
- ・後日、「○日の記録を見たい」と利用者から連絡がありましたが、利用者には電子化したことを説明し、記録の提供を断りました。



# 事例① 記録の電子化



問題点はどこでしょうか。

- ・外出の支援を行った場合は、サービス提供の記録に( ) ( ) 等の具体的な支援内容を記載してください。
- ・紙の記録と同様に( )を受けなければ なりません。
- ・利用者の求めに応じて、記録を( )できる体制を 整えてください。
- ・記録を電子化した場合も( )、( )は別途作成してください。

### 事例① 記録の電子化

電子化した場合でも…

特に外出支援!

- ・日時やヘルパー名、**具体的なサービス内容**を **サービス提供の都度**記録する。
- ・入力した内容について利用者の確認を受ける。

【基準第19条 解釈通知第三の3(9)】





サービス提供の都度ではなく、**後からまとめて** 記録を作成したり、まとめて利用者に確認を求めたり するのは不適切です。不適切な処理を行うと、 利用者との信頼関係が崩れる可能性もあります。

★記録は適切な支援を行ったことを証明する重要な手段であり、 給付費請求の**根拠**となるものです。具体的に記載してください。

### 事例① 記録の電子化

電子化した場合でも…

・利用者の求めに応じて記録を提供する。



記録は書面に出力して提供したり、web上で利用者もいつでも見られる仕組みを整えたりするなどして、利用者の求めに応じ提供できる体制を整えてください。

・「<mark>サービス提供実績記録票</mark>」、 「<mark>サービス提供報告書</mark>」は法令上必要。



C事業所は、車いすの利用者Dさんに通院の 支援を行います。

- ・計画では9時から10時30分までの支援の予定です。
- ・病院に9時30分に着き、9時40分から9時50分まで診察。 ヘルパーはDさんと一緒に診察室で医師の説明を聞きました。
- ・10時から10時20分まで検査があり、ヘルパーは検査室の外で検査が終わるのを待ちました。
- ・予定より時間がかかり、病院を出たのは10時30分でした。 Dさんの自宅に戻り、サービスを終了したのは11時でした。
- ・Dさんは車いすで、院内も支援を必要としました。 そこで、サービス開始の9時から終了の11時までを 支援時間として計上し、2時間分を算定しました。



算定外となる時間はどこでしょうか。

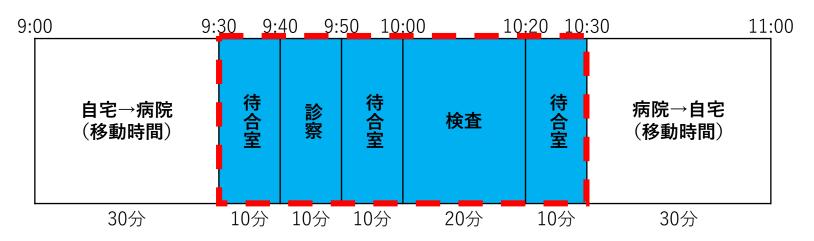
- ・( )内の支援は原則算定外です。
- ※個別の事情により認められる場合がありますが、事前に区役所に 確認が必要です。

病院内の支援の必要性が認められている場合

- ・( )内の支援は算定外です。
- ・支援を行っていない検査中の( は算定外です。

通院等介助だけでなく、同行援護や移動支援など 他のサービスで通院の支援をした場合も、 病院の算定対象外となる時間の取扱いは同じ考え方です。

<事例における正しい算定時間1>



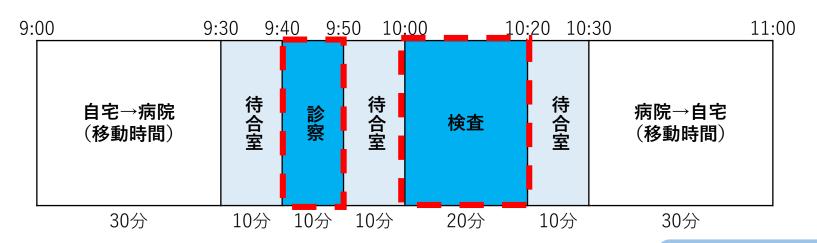
#### ◆院内介助が認められない場合(原則)

算定対象外: 9:30~10:30 (院内)

算定時間: 1時間



<事例における正しい算定時間2>



#### ◆院内介助が<u>認められる</u>場合

算定対象外: 9:40~9:50 (診察室 10分)

10:00~10:20 (検査 20分)

算定時間: 1時間30分

算定外の時間は 必ず記録に残します



<対象外となる時間について>

- ・算定対象外となる時間がある場合は 必ずその時間を 記録 する。
- ・算定対象外となる時間がある場合は 支援時間からその時間を **抜いて** 給付費を請求する。





算定対象外となる時間と知りながら その時間も給付費を請求する行為は 不正請求とみなす場合があります。

E事業所は、利用者Fさんに居宅介護のサービスを提供しています。

- ・木曜日、入浴介助と食事介助の支援を行いました。
- ・16時にサービスを開始。終了予定は18時でしたが、 予定より食事が早く終わり、17時40分に終了しました。
- ・ヘルパーは記録に、実施したサービス内容と、 活動時間「16時00分~17時40分」と 記入しました。
- ・サービス提供時間が1時間30分を超えたので、 身体介護2時間の算定としました。



時間の算定について

- ・算定は( ) に基づいて行われますが、 実際のサービス提供時間と大幅なかい離が ある場合には計画を変更して算定します。
- ・大幅なかい離とは()分以上です。
  - ※家事援助の場合は()分以上

<事例における正しい算定時間>

計画時間: 16:00~<del>18:00</del> → (

算定時間: <del>2時間</del> → ( )



端数の処理について(横浜市の取扱い)

・サービス提供時間の端数は、( ) 未満の場合、切り捨てます。



訪問系サービスの請求では、端数処理が必要な場合、請求システムで 自動的に算定時間数が表示されますが、調節が必要です。 移動支援の請求では、事業所で時間数を計算し入力する必要があります。 正しい算定時間かどうか、必ず確認してください。



#### G事業所は、次の体制で事業所運営を行っています。

- ・G事業所は、1年前に初任者研修を修了し居宅介護のサービス提供を行ってきた常勤職員のHさんを新たにサ責として配置することにしました。
- ・事業所はHさんに対して口頭でサ責として任命することを 伝え、届出をしないままサ責業務に従事させていました。
- ・G事業所では、サービスの予定を支援の数日前にLINEで ヘルパーに指示していました。



問題点はどこでしょうか。

- ・初任者研修修了者がサービス提供責任者になる 場合は、()が必要です。
- ・( )等によりサービス提供責任者であることを明確にすることが必要です。
- 新たにサービス提供責任者を配置した場合、変更から( )日以内に( )を提出しなければなりません。

問題点はどこでしょうか。

- 事業所は月ごとの( )を作成し、従業者の勤務の体制を定めておかなければ なりません。
- ・常勤職員の場合は( )等により常勤であることが確認できるようにする必要があります。

<根拠>勤務体制の確保等 基準第33条、解釈通知第三の3(22)

#### 資格要件の不足

- <u>サービス提供責任者の要件が不足していた場合</u> 事業所としての要件を満たしていないため、該当 期間に請求したサービスの給付費は**全額**返還対象で す。
- 従業者の要件が不足していた場合

サービス提供者としての要件を満たしていないため、**該当者が行ったサービスの給付費のみ**返還対象です。

#### 実務経験の不足

実務経験が必要なサービス提供資格は、 実務経験証明書を取得することによって、 資格要件が足りていることを確認しましょ う。

各事業所では、<u>資格証と一緒に</u>実務経験 証明書も保管することが必要です。

### お知らせ 更新しました!

- ・横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』
- ·自己点検書(令和3年度版)
- ・ホームヘルプ・ガイドヘルプ利用の手引き



必ず 自己点検を!

<掲載ページ>

横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』・自己点検書

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html

ホームヘルプ・ガイドヘルプ利用の手引き https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushikaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/haken.html



# 6 その他

#### メーリングリストのご案内

横浜市では、訪問系サービス・移動支援事業の事業所を対象と したメーリングリストを使用して、電子メールで通知等を送付し ています。

登録がお済みでない事業所は、以下の通りご登録ください。

■ 横浜市事業者向けメーリングリスト

kf-helper@city.yokohama.jp まで、

下記事項をメールでお知らせください。

件名:電子メールアドレス登録

本文:①事業所名・事業所番号

②メールアドレス

③電話・FAX番号

※事業所として受信できるメールアドレスをご登録ください。

#### <お知らせ>

#### ガイドヘルパー等養成研修受講料助成について

#### 助成対象研修

- ・全身性障害者ガイドヘルパー養成研修
- ・知的障害者ガイドヘルパー養成研修
- ·同行援護従業者養成研修(一般課程)
- •行動援護従業者養成研修



※<u>予算額に達し次第、今年度の助成は終了</u> <u>になります。</u>今年度は現在も申請受付中です。 既に要件を満たしている方はお早目の申請を お願いします。 詳細や申請書様式は 市HPをご確認ください。



横浜市民の皆様へ

**黄浜市健康福祉局** 

令和3年度 ガイドヘルパー等養成研修 受講料助成事業のご案内



ガイドヘルパーになるための 研修費用を

2万円まで助成します

横浜市では、障害者プランの一環として、平成22年からガイド

- 対象となる研修 ◆
- ・ガイドヘルパー養成研修(神奈川県実施分のみ)
- ·同行援護従業者養成研修
- 行動援護従業者養成研修
- ◆ 由請要件 ◆
- ・平成31年4月~令和3年3月までに助成を受けたことがない方
- ・他の助成機関や就業先から、本研修に関わる助成を受けていない方
- ・横浜市内の事業所に就業しており、受講した研修で対応可能なサービスに従事した方

研修受講から1年以内に、郵送でご申請ください

問い合わせ・申請書送付先

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局障害自立支援課 TEL045-671-2402 FAX045-671-3566

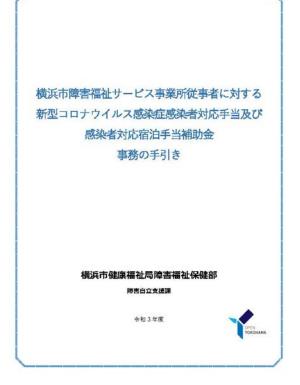


サービス提供を行うことができなかった方は
申請期間の延長が可能となる場合があります

対象となる要件など、詳しくは担当まで

詳しい申請要件は、ORコードから横浜市ホームページでご確認を!

### くご案内> 新型コロナウイルス感染症対応手当 について



#### <主な対象事業所>

・自宅療養中の陽性者の支援に従事した、居宅 介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実 施する事業所。

#### <主な条件>

- ・横浜市内で自宅療養中の陽性者に対して、同一空間内で直接サービスを提供していること。
- ・サービスを提供した日が令和3年4月1日から令和4年3月31日の間であること。

#### くご案内> ガイドヘルパースキルアップ研修について



- ~令和3年度の開催講座~
- ・ベーシック編(ヘルパー向け) 中止
- ・アドバンス編(サ責向け)中止

### 最新情報は随時確認を!

■横浜市ホームページ 「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護> 障害者福祉>サービス種別>ホームヘルプ・ガイドヘルプサー ビス

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html



## ホームページに掲載の資料一覧

掲載場所	掲載資料
ホームヘルプサービス(居宅介護等事業)	<ul><li>◆運営ガイド・自己点検書</li><li>◆契約書等参考様式</li><li>(契約書、重要事項説明書等)</li><li>◆横浜市からの通知等</li><li>等</li></ul>
ガイドヘルプサービス(移動支援事業)	<ul> <li>◆事業者登録申請等に必要な書類</li> <li>(登録関係書類、運営規程・契約書・重要事項説明書例、変更届、廃止届)</li> <li>◆横浜市移動支援事業の概要について</li> <li>◆運営ガイド・自己点検書</li> <li>◆請求に関する書類</li> <li>(かながわシステム請求マニュアル、サービスコード、サービス提供報告書様式等)</li> <li>◆自立通学通所支援の資料等</li> </ul>
サービス共通	◆集団指導の資料 ◆事故報告書

# 障害者虐待の防止と対応

(令和3年度 横浜市指定障害福祉サービス事業所等集団指導)



令和3年10月27日、29日 健康福祉局障害施策推進課 共生社会等推進担当

## 本日の流れ

- 1 障害者虐待防止法とは
- 2 障害者虐待とは
- 3 虐待事例への対応状況★
- 4 障害者福祉施設従事者の役割★
- 5 横浜市の体制★

(参考) 障害者差別解消の推進

## 1 障害者虐待防止法とは

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等 に関する法律(平成24年10月1日施行)

我が国4番目の虐待防止法

#### (目的)

第1条 この法律は、・・・・・・障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援・・・・のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

# 2 障害者虐待とは

#### ○行為の主体による分類

定義	行為の主体
<u>養護者</u> による障害者虐待	家族や親族、同居人等
<u>障害者福祉施設従事者等</u> による障害者虐待	障害者総合支援法に規定する「障害者 福祉施設」または「障害者福祉サービ ス事業等」に係る業務に従事する者
使用者による障害者虐待	障害者を雇用する事業主または事業の 経営担当者その他その事業の労働者に 関する事項について事業主のために 行為をする者

# 2 障害者虐待とは

#### ○行為の種類による分類 ①

区分	主な内容
<u>身体的</u> 虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を 縛りつけたり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為 【具体例】 平手打ち、殴る、蹴る、つねる、火傷、 <b>身体拘束</b> など
<u>性的</u> 虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意を見極める必要がある) 【具体例】 性交、性器への接触、性行為の強要、裸にする、キスするなど
<u>心理的</u> 虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体例】 「バカ」、「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴るなど

# 2 障害者虐待とは

#### ○行為の種類による分類 ②

区分	主な内容
放棄・放任 ( <u>ネグレクト</u> )	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体例】 食事や水分を十分にとらせない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化、汚れた服を着させ続けるなど
<u>経済的</u> 虐待	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体例】 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用するなど

## 2 障害者虐待とは ~身体拘束に対する考え方

障害者虐待防止法では・・・

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」 = 身体的虐待

身体拘束が日常化することにより更に深刻な虐待への第一歩となる危険性

やむを得ず身体拘束する場合であっても

→ その必要性を慎重に判断。 その範囲も最小限に。

がむを得ず身体拘束を 行うときの留意点 (3つの要件)

切迫性

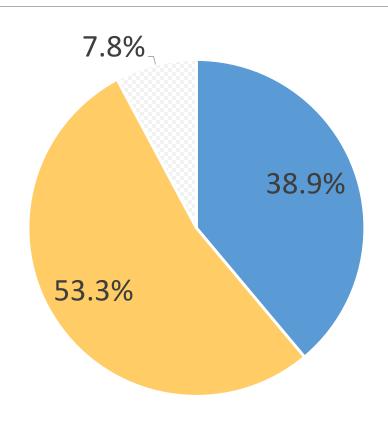
非代替性

一時性

「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議) 平成13年3月

## 虐待事例への対応状況

横浜市の 令和2年度 の状況



- 養護者 障害者福祉施設従事者 ※
  - 使用者

# 3 虐待事例への対応状況

**◇ポイント**

虐待であると判断されていない 案件の中には、 支援上の問題がある案件もある。

- <障害者虐待防止法が定めるもの>
  - ○障害者虐待の防止等のための措置
    - ・職員研修の実施
    - ・利用者及びその家族からの<u>苦情を</u> 処理するため体制の整備 など
  - ○障害者虐待に係る通報
  - ○障害者虐待の早期発見

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける**障害者及び**その家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

#### (障害者虐待の早期発見等)

#### 第6条

2 <u>障害者福祉施設</u>、学校、医療機関、保健所その他<u>障害者の福祉に業務上関係のある</u> 団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士 その他<u>障害者の福祉に職務上関係のある者</u>及び使用者は、<u>障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない</u>。

< 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例>

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

#### 第3条

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、<u>虐待の防止</u>等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、**研修の実施その他の措置を講じなければならない**。

#### (身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

< 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例>

#### (虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<u>(**運営規程**)</u> «生活介護の例»

- 第91条 指定生活介護事業者は、…運営規程…を定めておかなければならない。
  - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」令和2年10月 厚生労働省

「障害者虐待防止の手引き」 平成24年10月 全国社会福祉協議会

・障害者の虐待防止に関する検討委員会

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き(自治体向けマニュアル)」 令和2年10月 厚生労働省

改訂版

改訂版

### 障害者虐待発見チェックリスト

《身体的虐待のサイン》 □ 身体に小さな傷が頻繁にみられる □ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがる □ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある □ 頭、顔、頭皮などに傷がある □ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある □ 急におびえたり、こわがったりする □ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない □ 傷やあざの説明のつじつまが合わない □ 手をあげると、頭をかばうような格好をする	《放棄・放任のサイン》 □ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍 みられる □ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している □ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着 □ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる □ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる □ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない □ 学校や職場に出てこない □ 支援者に会いたがらない、話したがらない
□ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える □ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある □ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する □ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが行	合わない
《性的虐待のサイン》      不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる     肛門や性器からの出血、傷がみられる     性器の痛み、かゆみを訴える     急におびえたり、こわがったりする     周囲の人の体をさわるようになる     卑猥な言葉を発するようになる     ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる     医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する     眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる     性器を自分でよくいじるようになる	《経済的虐待のサイン》      働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない     日常生活に必要な金銭を渡されていない     年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない     サービスの利用料や生活費の支払いができない     資産の保有状況と生活状況との落差が激しい     親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える
	※ 厚生労働省 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」」
《心理的虐待のサイン》  かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度のは 身体を萎縮させる おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる 自傷行為がみられる 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくな	

# 4 障害者福祉施設従事者の役割

<u>ちょっとした変化</u>に気づき、 気に留めることが大事です。

# 5 横浜市の体制

#### ○市町村障害者虐待防止センター(障害施策推進課)

(市町村障害者虐待防止センター)

第32条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- ・通報、届出の受理(窓口)
- ・養護者による虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の 保護のため、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- ・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する<u>広報その他の</u> 啓発活動

# 5 横浜市の体制

#### ○障害者虐待通報・届出窓口の設置

- ○開設日 平成24年10月1日
- ○受付時間 24時間365日 専用回線により対応
- ○実施体制 精神保健福祉士や社会福祉士等を配置し、専門性

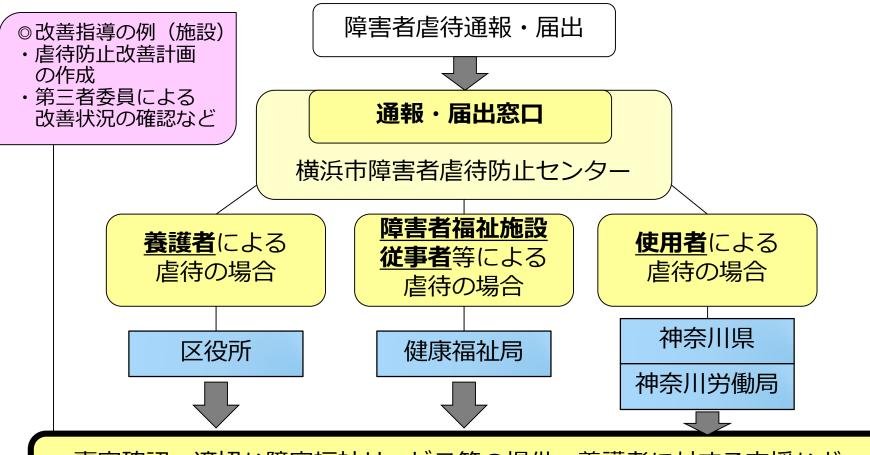
を有する事業者へ業務委託(市町村虐待防止セン

ターの一部業務を委託により実施)

※ 通報等の内容から虐待が疑われるケース 健康福祉局に連絡するとともに、生命・身体に重大な危険が 生じている恐れがあるなど、緊急性が高い場合には、直ちに 警察等へ通報

TEL 045-662-0355 (24時間受付)

### 本市における障害者虐待通報・届出の対応フロー



事実確認、適切な障害福祉サービス等の提供、養護者に対する支援など 行政権限の適切な行使(障害者総合支援法に基づく勧告、命令、指定取消等)

# 5 横浜市の体制

- ・虐待(疑い含む)は通報を。
- 事実確認にご協力をお願いします。

# 障害者差別解消の推進について



横浜市健康福祉局障害施策推進課

### 障害者差別解消法のポイント①



#### この法律は、

- ◎ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。
- ◎ 「行政機関等」及び「事業者」に対して、障害を理由とする差別(障害者差別)の禁止を求めています。
- ◎ この法律における「障害者差別」は、次の2つです。
  - ①「不当な差別的取扱い」をすること
  - ②「合理的配慮」を提供しないこと

※事業者:①は禁止(法的義務)

②の配慮の実施は現行法では努力義務

今年の法改正 で3年以内に 「義務」に!

### 障害者差別解消法のポイント②



- ◎ 事業者が「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の 提供」に適切に対応するために、各事業分野を担当する省庁 が「対応指針」(ガイドライン)を定めています。
  - 「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」 厚生労働省 平成27年11月策定
- ◎ 障害者差別を受けたとの相談については、事業を担当する 行政機関等、既存の相談窓口で対応していくこととしていますが、事業者においても、自ら相談に対応する体制を整備しておくことや職員の研修・啓発を行うことも重要です。 (対応指針より)
  - ※ 横浜市では、事業者による差別で相談対応によって解決が図られなかった事案を対象に、調整委員会による あっせんの仕組みを設けています。





- 〇 過重な負担に当たると判断した場合は、その理由を説明し、理解 を得るよう努めることが望ましいとされています。
- 〇 内容によっては、「建設的な対話」をもって代替案について話を し、解決を図ることも大切です。

#### 【参考】

内閣府ホームページ

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html 厚生労働省ホームページ(対応指針)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu\_kaisho/index.html

横浜市ホームページ

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sabetsu-kaisyou/



### 御清聴ありがとうございました

ご質問・ご意見は「横浜市電子申請・届出サービス」より入力・送信をお願いします。 頂いたご質問については、後日まとめてQ&Aとして回答させていただきます。

#### ★下記のURLから

< 令和3年度指定障害福祉サービス事業者集団指導(訪問系・移動支援)質問・アンケートフォーム>

#### 締め切り11月19日 (金)

P C から

https://www.e-

shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1634017199980

スマートフォンから

https://www.e-

shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/sform.do?id=1634017199980

★「計画相談支援」「情報公表制度」「地域生活支援拠点」について の資料もご確認ください。

<ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス>

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html]